

庄内広域水道企業団職員の営利企業等の従事制限に関する規則をここに公布する。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団

企業長

庄内広域水道企業団規則第8号

庄内広域水道企業団職員の営利企業等の従事制限に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条第1項の規定に基づく任命権者の許可を受けなければならない地位及びその許可の基準について定めるものとする。

(許可を受けなければならない地位)

第2条 法第38条第1項に規定する任命権者の許可を受けなければならない地位は、同項に規定する役員のほか、顧問、評議員及びこれらに準ずるものとする。

(許可の基準等)

第3条 任命権者は、法第38条第1項の規定により営利企業等に従事することについて職員から許可の申請があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、かつ、法の精神に反しないと認められる場合に限り、これを許可することができる。

(1) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(2) 職員が勤務する機関又は職員が占める職と、兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合

(3) その他全体の奉仕者としての職員にとって適当でないと認められる場合

2 任命権者は、前項の規定により許可をした後において、同項各号のいずれかに該当するに至ったとき又はそのおそれがあると認められるに至ったときは、速やかにその許可を取り消さなければならない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。